

## 国民健康保険税

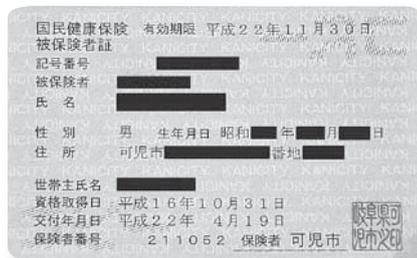
## 期限までに納めましょう

## 納税通知書を6月に発送

市は、6月中旬に、納税通知書(明細書)と22年度分の第1期〜10期(6月〜翌年3月)の納付書を送付します。

国民健康保険(以下「国保」という)は一人一人が被保険者ですが、世帯ごとの加入となり、世帯主が納税義務者となります。そのため、世帯の中に一人でも国保の加入者がいれば、世帯主あてに納付書が届きます。

すでに口座振替による納付をしている人や、年金からの特別徴収(天引き)をしている人には、納税通知書のみを送付します。



カード型の国民健康保険証

## 年金からの特別徴収

## (天引き)について

65歳以上75歳未満の世帯主で、次のすべてに該当する人(国保加入者でない世帯主は除く)は、原則として国民健康保険税が年金天引きされます。

○平成22年度内において世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満

## 退職者の国民健康保険税を軽減

21年3月31日以後に65歳未満で退職した人は、保険税を軽減します。

**軽減内容** 22年度以降分の保険税の算定時、前年中の給与所得を30/100とみなす

**軽減期間** 退職の翌日からその翌年度末まで

**対象者** ○雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる退職)=雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが、11・12・21・22・31・32の人

○雇用保険の特定理由離職者(期間満了などによる退職)=雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが、23・33・34の人

**持ち物** 雇用保険受給資格者証、身分証明書(運転免許証など)、認印

※雇用保険受給資格者証は、ハローワークで受領してください。

申請・問合せ先 国保年金課

## 納付は便利な口座振替で

○年額18万円以上の年金を受給  
○国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金受取額の2分の1を超えない  
※一定の条件に該当する場合、申し出ることで口座振替に変更することができます。

口座振替による納付を希望する場合は、国保年金課の窓口および市内の金融機関に備え付け、または納税通知書につづり込みの口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関に提出してください。

※申し込みの翌月末の納期分からは口座振替に切り替わります。